

第5章 放送及び有線放送

第1節 概 況

1 放 送

我が国の放送は、NHKと民間放送とによって行われており、放送の種類としては中波放送、短波放送、超短波放送（FM放送）及びテレビジョン放送がある。

国内放送については、昭和55年度末現在、放送事業者数はNHKのほか民間放送が112社あり、これらの放送事業者が開設する放送局数は1万2,051局となっている。放送局数の内訳は中波放送局504局、短波放送局2局、超短波放送局491局、テレビジョン放送局1万1,054局である。また、民間放送112社の内訳はラジオ・テレビ兼営社36社、テレビ単営社59社、ラジオ単営社17社である。

一方、国際放送は、NHKがニュース、国情紹介等を短波帯の周波数を使用して21の言語で、1日延べ37時間にわたり、18の特定の区域向けの地域向け放送（リージョナル・サービス）及び全世界向けの一般向け放送（ジェネラル・サービス）を実施している。

2 有線放送

有線放送は、有線テレビジョン放送と有線ラジオ放送に大別される。

(1) 有線テレビジョン放送

有線テレビジョン放送（CATV）は、主として辺地におけるテレビジョン放送の共同受信施設として普及してきたが、最近では、都市において急増している高層建築物等に起因するテレビジョン放送受信障害の最も有効な解消

手段として広く利用されているほか、施設の伝送容量が大きく多目的利用の可能性を有することから、単にテレビジョン放送の同時再送信のみならず、地域社会に密着した情報等を提供する自主放送を行うものも徐々に増加しつつある。

こうした状況を踏まえて、55年度から3か年計画で「都市の大規模有線テレビジョン放送施設に関する開発調査研究」に着手し、都市における複数のCATV施設を接続し大規模施設として技術的・経済的に最適なシステムを構成するための開発調査研究を進めているが、初年度における調査研究結果を56年3月「都市の大規模有線テレビジョン放送施設に関する開発調査研究報告書（有線テレビジョン放送施設の接続によるシステム性能に関する開発調査研究中間報告）」に取りまとめた。

一方、自主放送の発達普及については、国の55年度定住構想推進調査の一環として、「有線テレビジョン自主放送の発達普及に関する調査研究」を行い、その結果を56年3月「有線テレビジョン自主放送の発達普及に関する調査報告書」に取りまとめた。

55年度末現在における許可又は届出済みの有線テレビジョン放送施設の総数は、2万8,113施設（対前年度比11.0%増）、受信契約者の総数は、300万5,557（対前年度比10.6%増）である。

有線ラジオ放送は、当初ラジオ放送を共同で聴取するものから始まったが、その後、農山漁村において地域情報を伝達するためのもの、都市において飲食店等に音楽を放送するためのもの、街頭において広告宣伝を行うためのものなどが次第に発達してきた。

55年度末現在における有線ラジオ放送施設の数8,611施設であるが、このうち819施設（9.5%）は、農山漁村において有線ラジオ放送業務に電話業務を併せ行う有線放送電話業務用の施設である。

第2節 放 送

1 放送網の形成

(1) 放送局の置局

ア. 中波放送

NHKについては、第1放送及び第2放送の2系統の放送の実施が可能となるようにしている。第1放送は報道、教育、教養、娯楽の各分野の番組を放送し、第2放送は教育番組を中心とした全国同一番組の放送を行うこととしている。民間放送については、主要な地域においては複数の放送が、その他の地域においては1の放送が可能となるようにしている。

周波数は、525 kHz から 1,605 kHz の周波数帯を使用している。

イ. 短波放送

NHKについては、国際放送の実施が可能となるようにし、民間放送については、1社に対し全国放送の実施が可能となるようにしている。

周波数は、3, 6, 7, 9, 11, 15, 17 及び 21 MHz 帯の各周波数を使用している。

ウ. 超短波放送

NHKについては、全国1系統の放送の実施が可能となるようにし、民間放送については、東京、名古屋、大阪及び福岡の4地区において、超短波放送の特質を生かした放送の実施が可能となるようにしてきたところであるが、53年12月、民放超短波放送については、なるべく早い機会に全国的に行きわたらせる方針を明らかにし、この方針に基づいて、53年12月、上記4地区のほかに札幌、仙台、静岡及び広島に周波数割当てを行った。

さらに55年6月、金沢、松山及び長崎の3地区に周波数の割当てを行った。

周波数は、76 MHz～90 MHz 帯の周波数を使用している。

エ. テレビジョン放送

NHKの放送については、総合番組局の放送及び教育専門局の放送がそれぞれ全国的に可能となるようにしている。

民間放送については、次の放送が可能となるようにしている。

- ① 京浜広域圏、中京広域圏、京阪神広域圏、北海道、宮城県、広島県及び福岡県においては四つ以上の放送。ただし、京浜、中京及び京阪神の広域圏内の各県（東京都及び愛知県を除く。）においては、そのほかに県の区域ごとに一つの放送
- ② 静岡県においては四つの放送。福島県、新潟県、長野県、熊本県及び鹿児島県においては三つの放送
- ③ 上記①及び②以外の地域においては、県の区域ごとに二つの放送（鳥取県及び島根県においては、これらを合わせた地域で三つの放送）

周波数は、VHF帯 12 ch（第1～第12ch）、UHF帯 50 ch（第13～第

第2-5-1表 放送局の設置状況 (55年度末現在)

区 別	N H K		民 間 放 送		局数合計
	区 別	局 数	社 数	局 数	
中 波 放 送	第1放送	174	48	189	504
	第2放送	141			
	計	315			
短 波 放 送	国内放送	—	1	2	3
	国際放送	1	—	—	
	計	1	1	2	
超 短 波 放 送	—	484	4	7	491
テレビジョン放送	総合番組局	3,220	95	4,678	11,054
	教育専門局	3,156			
	計	6,376			
合 計		7,176	—	4,876	12,052

(注) 局数は中継局数を含む。

62 ch) 合計 62 ch を使用することとしている。

(2) 放送局の設置状況

55年度末現在における放送局の設置状況は、第2—5—1表のとおりである。

2 放送時間

(1) N H K

55年度における中波放送、超短波放送及びテレビジョン放送の放送事項別放送時間は、第2—5—2表、第2—5—3表及び第2—5—4表のとおりである。放送事項別の放送時間の比率は、前年度とほとんど変化はなかった。

第2—5—2表 NHKの中波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区 別	放送 事項	54 年 度			55 年 度		
		1 週間平 均放送時 間	放送時間 比 率	1 日当 たり平均放 送時間	1 週間平 均放送時 間	放送時間 比 率	1 日当 たり平均放 送時間
第 1 放 送	報 道	時間 分 56 07	% 42.1	時間 分 19 03	時間 分 55 50	% 41.9	時間 分 19 03
	教 育	3 54	2.9		3 23	2.5	
	教 養	37 55	28.5		38 12	28.6	
	娛 楽	35 23	26.5		35 58	27.0	
	計	133 19	100.0		133 23	100.0	
第 2 放 送	教 育	98 51	76.3	18 30	99 01	76.4	18 30
	教 養	15 39	12.1		15 31	12.0	
	報 道	15 00	11.6		15 00	11.6	
	計	129 30	100.0		129 32	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

(2) 民間放送

55年度における民間放送の1日当たりの放送時間は第2—5—5表のとおりであり、放送事項別放送時間比率は、第2—5—6表及び第2—5—7表のとおりである。

第 2—5—3 表 NHK の超短波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

放 送 事 項	54 年 度			55 年 度		
	1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間	1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間
報 道	時 間 分 18 11	% 14.4	時 間 分 18 02	時 間 分 18 32	% 14.7	時 間 分 18 01
教 育	9 35	7.6		9 19	7.4	
教 養	53 42	42.6		54 42	43.4	
娛 楽	44 43	35.4		43 35	34.5	
計	126 11	100.0		126 08	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第 2—5—4 表 NHK のテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区 別	放 送 事 項	54 年 度			55 年 度		
		1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間	1 週 間 平 均 放 送 時 間	放 送 時 間 比 率	1 日 当 た り 平 均 放 送 時 間
綜 合 番 組 局	報 道	時 間 分 46 24	% 37.5	時 間 分 17 40	時 間 分 45 48	% 37.0	時 間 分 17 41
	教 育	20 07	16.3		20 06	16.3	
	教 養	28 51	23.3		28 53	23.3	
	娛 楽	28 17	22.9		29 00	23.4	
	計	123 39	100.0		123 47	100.0	
教 育 専 門 局	教 育	99 04	78.6	18 00	98 54	78.5	18 00
	教 養	24 22	19.4		24 53	19.7	
	報 道	2 34	3.0		2 16	1.8	
	計	126 00	100.0		126 03	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

また、各放送の種類ごとの放送番組のうち教育番組及び教養番組を合わせた時間比率は、ラジオ放送 26.7% (前年同期 26.0%)、テレビジョン放送 36.8% (前年同期 37.4%) であって前年同期と大きな変化はなく、商業番組の占める比率も前年同期と大きな変化はない。

第2-5-5表 民間放送のラジオ及びテレビの1日当たりの放送時間

区 別	55年第1期 (1月～3月)		56年第1期 (1月～3月)	
	ラ ジ オ	テ レ ビ	ラ ジ オ	テ レ ビ
1日当たり平均放送時間	時間 分 22 10	時間 分 17 17	時間 分 22 26	時間 分 17 25
1日当たり最高放送時間	23 41	19 51	23 41	20 50
1日当たり最低放送時間	17 09	5 17	17 05	5 53

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社、テレビジョン放送の合計94社の平均である。

第2-5-6表 民間放送のラジオ放送番組の放送事項別放送時間比率

放 送 事 項	55年第1期 (1月～3月)			56年第1期 (1月～3月)		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
報 道	13.8%	10.0%	13.0% (5.9)	14.1%	11.0%	13.5% (6.0)
教 育	5.9	3.4	5.3 (5.1)	6.1	3.9	5.6 (5.0)
教 養	21.1	19.1	20.7 (27.2)	20.6	17.6	20.0 (27.5)
娯 楽	16.8	20.5	17.6	20.1	21.5	20.4
音 楽	39.7	45.7	41.0 (61.4)	36.6	44.6	38.2 (61.0)
ス ポ ー ツ	1.4	0.7	1.2	1.2	0.5	1.1
広 告	1.1	0.2	0.9	1.1	0.2	0.9 (0.1)
そ の 他	0.2	0.4	0.3 (0.4)	0.2	0.7	0.3 (0.4)
計	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0	100.0	100.0 (100.0)
商業・自主 番組の比率	79.0 (80.1)	21.0 (19.9)	100.0 (100.0)	79.7 (73.4)	20.3 (26.6)	100.0 (100.0)

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

- (注) 1. 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社の平均である。
2. 「商業番組」とは放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とはその他の番組をいう。
3. 「全放送番組」の欄及び「商業・自主番組の比率」の欄における()内は、超短波放送の4社平均の再掲である。

第 2—5—7 表 民間放送のテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	55年第1期（1月～3月）			56年第1期（1月～3月）		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
	%	%	%	%	%	%
報道	12.7	14.4	13.0	13.5	14.4	13.7
教育	12.9	12.0	12.8	12.5	11.4	12.3
教養	25.0	22.5	24.6	24.7	21.8	24.3
娯楽	46.6	44.9	46.4	46.5	46.6	46.5
スポーツ	2.2	2.5	2.2	2.1	1.6	2.0
広告	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5
その他	0.2	3.2	0.6	0.2	3.7	0.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業・自主番組の比率	86.0	14.0	100.0	85.9	14.1	100.0

「番組統計」（日本民間放送連盟）による。

（注） 1. テレビジョン放送の合計94社の平均である。

2. 「商業番組」とは放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とはその他の番組をいう。

なお、広告主の産業別比率は第 2—5—8 表のとおりであって、前年同期と大きな変化がなく、ラジオ放送及びテレビジョン放送とも製造業が最高位を占めている。

3 放送の受信状況

NHKが55年11月に行った全国視聴率調査によれば、テレビジョン放送（NHK及び民間放送）に対する国民の接触率（テレビジョン放送を少しでも見た人の割合）は、平日92%でほとんどの国民が何らかの形でテレビジョン放送を見ていることを示している。また、視聴時間は平日1日平均3時間26分となっている。一方、ラジオ放送に対する国民の接触率は平日32%であり、テレビジョン放送に比較して国民の接触率は低く、聴取時間も少ないが、ラジオ放送は視聴者態様の変化に対応することによって、安定した聴取状況を保っている（第 2—5—9 表及び第 2—5—10 表参照）。

第2-5-8表 広告主の産業種別放送時間比率

分 類	55年第1期 (1月～3月)		56年第1期 (1月～3月)		
	ラジオ	テレビ	ラジオ	テレビ	
農 林 漁 業	0.4%	0.5%	0.3%	0.5%	
鉱業・建設業	1.0	1.7	1.1	1.5	
製 造 業	52.7	64.8	51.8	64.8	
	調味料	1.6	3.1	1.3	3.1
	飲料	4.4	6.7	4.3	6.6
	その他	5.6	13.7	5.5	14.3
	印刷	5.3	0.9	5.2	0.9
	繊維	1.8	2.1	1.5	2.0
	織物	1.3	6.7	1.3	6.5
	医薬	2.2	12.4	3.1	12.2
	石油	0.7	1.2	0.6	1.3
	肥料	4.5	0.1	4.4	0.1
	機械	18.9	11.8	18.2	11.4
	その他	6.4	6.1	6.4	6.4
商 業		24.0	14.8	22.9	14.0
	百貨	2.3	2.1	2.1	2.0
	その他	21.7	12.7	20.8	12.0
金融・保険業		2.2	1.7	2.5	1.5
	金融	1.8	0.8	1.8	0.7
	証券	0.4	0.9	0.7	0.8
運輸・通信・その他の公益事業		3.9	2.1	3.9	2.6
	運輸	2.2	0.9	2.1	1.2
	公益	1.3	0.8	1.2	0.9
	その他	0.4	0.4	0.6	0.5
サービスマ		11.6	7.9	12.2	8.2
	映画	0.9	0.9	1.3	0.9
	劇場	1.8	0.4	2.0	0.6
	及び	2.3	0.7	2.3	0.7
	興業	1.3	1.1	1.4	1.3
	体育	0.8	1.7	0.8	1.7
	その他	4.5	3.1	4.4	3.0
公 務		1.8	2.9	2.1	3.0
その他の産業		2.4	3.6	3.2	3.9
計		100.0	100.0	100.0	100.0

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社、テレビジョン放送の合計94社の平均である。

第 2—5—9 表 テレビ・ラジオ接触者率の変化

(全国, 7 歳以上の国民)

調査年月		53. 6	53. 11	54. 6	54. 11	55. 6	55. 11
テレビ	平日	93%	93%	92%	93%	91%	92%
	日曜	93	94	91	93	91	92
ラジオ	平日	32	32	31	33	32	32
	日曜	24	23	24	23	23	22

「全国視聴率調査」(NHK) による。

第 2—5—10 表 テレビ・ラジオ平均視聴時間量

(全国, 7 歳以上の国民)

区 別		調査年月	午 前	午 後	夜 間	1 日
			時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
テレビ	平日	54. 11	44	47	1 59	3 29
		55. 11	43	46	1 58	3 26
	日曜	54. 11	54	1 29	2 09	4 31
		55. 11	46	1 16	2 06	4 08
ラジオ	平日	54. 11	18	14	10	42
		55. 11	19	15	10	43
	日曜	54. 11	12	10	8	29
		55. 11	11	9	7	27

「全国視聴率調査」(NHK) による。

(注) 午前 6:00~12:00 (ラジオについては午前 5:00~12:00), 午後 12:00~18:00, 夜間 18:00~24:00

NHKの受信契約数は第 2—5—11表のとおり逐年増加し, 55年度末現在普通契約 277万 7,063 件, カラー契約 2,648 万 5,928 件, 合計 2,926 万 2,991 件となっている。

第2—5—11表 NHKの受信契約者数の推移

年 度 末	普通契約者数	カラー契約者数	計
49	5,209,702	20,543,694	25,753,396
50	4,282,310	22,262,448	26,544,758
51	3,749,433	23,309,448	27,058,881
52	3,345,790	24,427,429	27,773,219
53	3,100,317	25,293,365	28,393,682
54	2,920,295	26,011,397	28,931,692
55	2,777,063	26,485,928	29,262,991

(注) 「普通契約」とはテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約をいい、「カラー契約」とはテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約をいう。

4 テレビジョン放送の難視聴解消

(1) 難視聴の現状

ア. 辺地におけるテレビジョン放送の難視聴

テレビジョン放送は、現在、全国的にほとんどの地域で受信できるようになっているが、一部の地域において、既設のテレビジョン放送局の送信アンテナから遠隔の地にあるため、あるいは自然地形によって電波がさえぎられるためテレビジョン放送の良好な受信が困難な状態にある。このような状態を通常、辺地難視聴といっている。

55年度末現在の全国の辺地難視聴世帯数は、NHKについては約46万世帯、民間放送については約128万世帯と推定される。

イ. 都市におけるテレビジョン放送の受信障害

近年、都市においては中高層建築物、高架鉄道、高架道路、送電線等によりテレビジョン放送電波がさえぎられたり、反射したりすることが原因となって、画面にスノー・ノイズと呼ばれる細かいはん点が現れたり、ゴーストと呼ばれる多重像が現れる現象が生じている。

このように都市化の進展に伴い、中高層建築物等様々の原因によりテレビジョン放送の映りが悪くなる現象を都市受信障害といっている。

55年度末現在、都市受信障害世帯数は全国で約58万世帯と推定されてい

る。

(2) 難視聴の解消

ア. 辺地難視聴の解消

辺地難視聴については、中継局及び共同受信施設の設置により措置している。50年度から設置が始まった極微小電力テレビジョン放送局（ミニサテ）の普及、NHK及び民間放送による中継局の共同建設の推進、NHKによる共同受信施設の設置等により辺地難視聴の解消が進められている。NHK及び民間放送の年度別措置状況は、第2—5—12表及び第2—5—13表のとおりである。

第2—5—12表 NHKの年度別辺地難視聴解消措置状況

年 度	中 継 局 設置地区数	中 継 局 建 設 局 数		共同受信施設 設 置 数
		総 合 番 組 局	教 育 専 門 局	
48	222	222	219	1,010
49	199	199	191	900
50	202	202	190	800
51	200	199	200	900
52	200	200	197	900
53	200	199	193	900
54	180	178	172	720
55	150	150	145	550

第2—5—13表 民間放送の年度別中継局設置状況

年 度	48	49	50	51	52	53	54	55
中 継 局 建設局数	191	199	212	336	499	626	593	594

また、郵政省は、54年10月、微小電力テレビジョン放送局の置局費用の低廉化に関する研究の報告書を取りまとめたが、この研究の成果を活用した中継局は、55年12月に静岡県において開設されたのを初めとして、辺地難視聴の解消のために利用されている。

しかしながら、残存難視聴地域が散在し、1中継局当たりの対象世帯数が

少なくなり、解消効率は悪化してきており、また、共同受信施設による解消についても、その効率は悪化し、受信者の負担は極めて大きなものとなってきている。

このような現状を踏まえ、当面放送事業者による解消が見込めない地域に設置する辺地共同受信施設に対し、その設置費の一部を国が補助する制度を54年度に創設し、54年度及び55年度において、31道府県の453施設に対し約4億1,500万円の補助を行った。なお、本制度は、56年度も継続することとしている。

イ. 都市受信障害の解消

都市受信障害は、近年高層建築物の増加、特に超高層建築物の出現により大規模化の様相を呈してきている。

郵政省は、51年「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」を策定し、建築主、受信者等の当事者が受信障害解消について協議する際の当面の基準的考え方を明らかにし、当事者間に紛争が生じないよう指導を行ってきた。また、受信障害の解消手段としては主として有線による共同受信施設が利用されてきたが、受信障害の態様によっては、SHF帯の周波数による放送が有効であるので、SHFテレビジョン放送局の免許方針等を策定し、受信障害の解消に無線も活用できる道を開いたが、このSHFテレビジョン放送局は、54年6月東京都足立区において初めて実用化された。

一方、地方公共団体においても、受信障害の予防と解消に関する条例、指導要綱を策定するものが多くなっている。

以上の経過を通じ、最近では受信障害の多くは当事者間の協議により解消されており、解消のための施設の設置費用は、ほぼ建築主が負担していると認められる。

しかしながら、当事者間の協議には、解決までに多大の労力と時間を要する上、受信障害解消施設の維持管理の在り方、建築主が複数の場合の費用負担の在り方等、多くの問題がある。

これらの問題を解決するため、関係者の受信障害解消に対するそれぞれの

責務を明らかにし、受信障害解消の方策を制度化することが要望されている。

このため、郵政省は、53年度、省内に部外学識経験者から成る「テレビジョン放送の受信障害に関する調査研究会議」を設置し、制度的解消の具体策の検討を行ってきたが、この検討結果は、同研究会議において、54年8月報告書として取りまとめられた。

また55年度、省内に「受信障害の認定基準に関する調査研究会議」を設置し、客観的評価手法による受信障害の認定基準策定のための調査研究を行ってきたが、その結果は56年3月報告書として取りまとめられた。

56年度は引き続き受信障害認定基準の実用化のための調査研究（「受信障害用自動測定処理システムの開発調査研究」）を行うこととしている。

5 放送大学の創設

放送大学の創設については、放送の教育的機能の発揮の見地から、教育に対する国民の強い要望にこたえ、大学教育を受ける機会を広く国民各層に提供するため、放送大学の検討について44年10月、郵政、文部両大臣から閣議報告が行われ、これが決定されて以来、郵政省は文部省と緊密な連絡を取りながら種々の検討を進めてきた。

この間、文部省に設置された「放送大学（仮称）設置に関する調査研究会議」は、49年3月放送大学の目的、教育内容、教育方法、設置形態、管理運営組織等に関する基本的な構想を盛りこんだ「放送大学（仮称）の基本構想」を取りまとめ、翌50年12月同じく文部省に設置された「放送大学創設準備に関する調査研究会議」は、先に取りまとめられた基本構想を更に具体化したものとして「放送大学の基本計画に関する報告」を取りまとめた。53年度においては、国立学校設置法の一部が改正され、国立大学共同利用機関としての「放送教育開発センター」が設立され、放送利用の大学教育に関する内容方法等の研究開発を行うとともに、併せて放送大学創設準備の推進が図られてきた。

こうした経緯を踏まえ、放送大学の設置主体であり、かつ、大学教育のための放送局の開設主体でもある特殊法人放送大学学園を設立するための放送大学学園法案が54年2月第87回通常国会に提出された。

この法律案は、同国会及びこれに続く第88回臨時国会、第91回通常国会において審議未了、廃案となり、第93回臨時国会の衆議院において可決されたものの、参議院において審議未了、継続審査となった後、第94回通常国会において成立し、56年6月11日公布、施行された。

この法律は放送大学学園に関し、その目的、資本金、組織、業務、大学の組織、財務会計、監督等に関する規定を設けるとともに、放送法についても放送大学学園の行う放送業務を実施するに当たり最少限必要な点をこの法律の附則により一部改正しており、放送大学学園法に基づき56年7月1日放送大学学園が設立された。

放送大学学園は、今後放送大学を設置し、第1期計画として関東地域（東京タワー及び北関東ブロックに1カ所設置することが予定されている送信所から放送波が到達する範囲）を対象に開講する予定であるが、当省としては、大学教育のための放送の普及発達を図る観点から、文部省等関係方面とも緊密な連絡を図りながら放送大学学園の適正な運営を対処することとしている。

6 多重放送

多重放送は、既存のテレビジョン放送又は超短波放送（FM放送）の電波を使用して新たに音声放送、文字放送、静止画放送及びファクシミリ放送を同時に送信できる新しい放送形態であって、国民の情報需要にこたえとともに、有限である電波の効率的使用を図るための一方策として、近年広く国民一般から強い関心が寄せられている。

郵政省は、多重放送の利用に伴う諸問題について種々調査研究を行ってきたが、得られた技術開発の成果はできる限り早く国民に還元するという見地から、テレビジョン音声多重放送のうち、技術的、制度的に問題の少ないス

テレオホニック放送、翻訳による二か国語放送についてのみこれを試験的に実施することとし、53年9月、テレビジョン音声多重放送の免許方針の策定等を行った。

その後、テレビジョン音声多重放送の利用の拡充を図るため、55年12月、上記免許方針を修正し、従来のステレオホック放送及び2か国語放送のほか、テレビジョン放送番組と同時性があり、かつ、内容において関連性を有する限り、広くテレビジョン音声多重放送の実施を認めることとした。また、災害に関する情報は、生命、財産に直接かかわるものであり、かつ、緊急、臨時的なものであるため、テレビジョン放送において災害に関する情報の放送を行う場合には、たとえ同時ではなくともテレビジョン音声多重放送を用いて当該情報に係る放送を随時実施できるように措置した。

こうして、56年3月末までに、NHK（東京、大阪、名古屋等の総合番組局6局）及び民放42社が実用化試験局の免許を受けて、テレビジョン音声多重放送を実施している。

また、文字放送については、56年3月、その方式及び技術基準について電波技術審議会から答申が提出されたのを受けて、現在その実用化に向けて利用方法、実施主体等制度上の諸問題を検討しているところである。

7 放送の多様化に関する調査研究会議

近年、我が国の社会は、科学技術の進歩と経済の発展に伴って高度化と多様化が進み、これとともに国民の情報に関する認識が高まっている。

このような情勢を反映して放送の分野においても、これまで実施されている中波放送、短波放送、超短波放送（FM放送）及びテレビジョン放送に加えて多重放送、衛星放送等の新しい放送メディアが実用化の日程にのぼろうとしている。

一方、放送サービスについて、視聴者の側からも、これまでのような一般視聴者を対象とする総合的なサービスのほか、生活情報を提供するもの、ろうあ者等特定の視聴者を対象とするものなど特定化した放送サービスも要望

されている。

郵政省は、このような状況に対応した放送サービスの在り方について総合的な検討を加えるため、55年7月、学識経験者15名から成る「放送の多様化に関する調査研究会議」を設けた。

本会議は、56年3月までに8回開催され、新しい放送メディアについての我が国と諸外国の開発動向、技術的課題と将来展望、社会的必要性と需要動向等の問題について検討を進めてきた。

今後は、これらの審議を踏まえて、新しい放送媒体と放送サービスを導入するに当たって必要な制度的問題、既存の放送体制に与える影響の度合等について審議し、56年度末までに結論を得る予定となっている。

8 国際放送

国際放送には、郵政大臣の命令による国際放送とNHKの業務としての国際放送とがあり、NHKはこれらを一体として行っている。

放送番組は、ニュース等報道番組が約65%でその大半を占め、次いで国情紹介番組が約30%となっている。使用周波数帯は6, 7, 9, 11, 15, 17及び21 MHz 帯である。

55年度における国際放送の実施状況の概要は、次のとおりである。

(1) 放送区域

ア. 地域向け放送 (18)

欧州、欧州(ロシア)、北米東部、北米西部、中米、アフリカ、中東・北アフリカ、南米、ハワイ、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、豪州・ニュージーランド、東南アジア、南西アジア、比島・インドネシア、東アジア、朝鮮

イ. 一般向け放送

世界全区域

(2) 放送時間 (1日延べ37時間)

地域向け放送延べ23時間30分、一般向け放送13時間30分である。

(3) 使用語 (21)

英語、ドイツ語、フランス語、スウェーデン語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、インドネシア語、マレー語、タイ語、ビルマ語、ヴェトナム語、ヒンディ語、ウルドゥ語、ベンガル語、アラビア語、スワヒリ語、朝鮮語、日本語

(4) 中継放送の実施

欧州地域及び中東地域における受信状況の改善を図るため、54年10月1日から、ポルトガルのシネス送信所を利用して1日1時間一般向け放送の中継放送を実施し、成果を挙げている。

9 事業経営状況

(1) N H K

ア. 事業収支状況

55年度の収支決算は第2—5—14表のとおりである。これによると、55年度の経常事業収入は、2,714億円であり、前年度に比べ523億円の増加となっている。このうち、その大部分を占める受信料収入は、2,638億円で前年度に比べ504億円増であり、普通受信料収入は134億円、カラー受信料収入は2,504億円となっている。この大幅な受信料収入の増加は、主として、受信料の月額が55年5月から普通契約について420円から520円に、カラー契約については、710円から880円にそれぞれ改定されたことによるものである。

一方、経常事業支出は2,509億円であり、前年度に比べ212億円の増加となっている。この結果、経常事業収支においては、205億円の収支差金を計上した(第2—5—15表参照)。

イ. 資産、負債及び資本の状況

55年度末における貸借対照表の概要は第2—5—16表のとおりであり、その資産総額は2,124億円で、前年度末に比べ240億円の増加となっている。このうち、固定資産は1,502億円であり、前年度末に比べ62億円の増加とな

第2-5-14表 NHKの損益計算書

(単位：百万円)

区 別	54 年 度	55 年 度	増 減
経 常 事 業 収 入	219,107	271,431	52,324
受 信 料	213,405	263,839	50,434
交 付 金 収 入	1,033	1,191	158
雑 収 入	4,669	6,401	1,732
経 常 事 業 支 出	229,664	250,901	21,237
給 与	81,041	86,576	5,535
国 内 放 送 費	61,067	66,760	5,693
国 際 放 送 費	1,535	1,658	123
営 業 費	32,191	37,098	4,907
調 査 研 究 費	2,924	3,115	191
管 理 費	31,692	34,811	3,119
減 価 償 却 費	16,566	17,170	604
財 務 費	2,648	3,713	4,065
経 常 事 業 収 支 差 金	△ 10,557	20,530	31,087
特 別 収 入	439	614	175
特 別 支 出	1,186	445	△ 741
事 業 収 支 差 金	△ 11,304	20,699	32,003

っている。このほか、流動資産は567億円で、前年度末に比べ158億円の増加、特定資産及び繰延勘定は55億円で、前年度末に比べ20億円の増加となっている。

負債総額は871億円、資産総額に対し41.0%で、前年度末に比べ33億円の増加となっている。このうち、放送債券は265億円、長期借入金は116億円である。

また、資本総額は1,253億円であり、前年度末に比べ207億円の増加となっている。

(2) 民間放送

民間放送の収入は、主として企業の広告費に依存しているが、55年の経済

第 2—5—15 表 NHK の経常事業収支（決算額）の推移

（単位：百万円）

年度	区別	経常事業収入	経常事業支出	経常事業収支差金
46		100,986	100,593	393
47		109,979	110,545	▲ 566
48		118,723	119,679	▲ 956
49		125,786	129,834	▲ 4,048
50		131,374	149,344	▲ 17,970
51		191,505	170,215	21,290
52		209,124	190,359	18,765
53		214,136	209,914	4,222
54		219,107	229,664	▲ 10,557
55		271,431	250,901	20,530

第 2—5—16 表 NHK の貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	54 年度 末	55 年度 末	増 減
（資産の部）			
流 動 資 産	40,880	56,699	15,819
固 定 資 産	143,965	150,208	6,243
特 定 資 産	3,356	5,239	1,883
繰 延 勘 定	190	275	85
資 産 の 部 合 計	188,381	212,421	24,030
（負債及び資本の部）			
流 動 負 債	29,523	37,152	7,629
固 定 負 債	54,291	49,993	▲ 4,298
（負 債 合 計）	(83,814)	(87,145)	(3,331)
資 本	75,000	75,000	0
積 立 金	40,881	29,577	▲ 11,304
当 期 事 業 収 支 差 金	▲ 11,304	20,699	32,003
（資 本 合 計）	(104,577)	(125,276)	(20,699)
負 債 及 び 資 本 合 計	188,391	212,421	24,030

第2-5-17表 国民総生産と民間放送事業者のラジオ・テレビ収入の推移

(単位：億円)

年 度	国民総生産		ラジオ収入		テレビ収入		ラジオ収入・テレビ収入合計		B/A	C/A	D/A
	金額 (A)	指数	金額 (B)	指数	金額 (C)	指数	金額 (D)	指数			
45	755,239	100	398	100	2,660	100	3,058	100	0.05%	0.35%	0.40%
46	831,660	110	432	109	2,858	107	3,290	108	0.05	0.34	0.40
47	968,837	128	499	125	3,307	124	3,806	124	0.05	0.34	0.39
48	1,172,579	155	606	152	4,018	151	4,624	151	0.05	0.34	0.39
49	1,392,193	184	666	167	4,413	166	5,079	166	0.05	0.32	0.36
50	1,531,263	203	711	179	4,783	180	5,494	180	0.05	0.31	0.36
51	1,717,356	227	816	205	5,750	216	6,566	215	0.05	0.33	0.38
52	1,914,263	253	936	235	6,395	240	7,331	240	0.05	0.33	0.38
53	2,106,359	279	1,055	265	7,224	272	8,279	271	0.05	0.34	0.39
54	2,247,766	298	1,221	307	8,147	306	9,368	306	0.05	0.36	0.42
55	2,404,273	318	1,334	335	8,529	321	9,863	323	0.06	0.35	0.41

(注) 1. 55年度の国民総生産は、経済企画庁が56年3月に発表した速報値である。

2. ラジオ収入及びテレビ収入は、日本民間放送連盟資料による。

第2-5-18表 民間放送事業者の収支状況

(単位：百万円)

事業別	項目	営業収入	営業外収入	計	営業費用	営業外費用	計	利益
中波放送 テレビジョン放送	兼営社	400,033	14,130	414,163	353,177	14,313	367,490	46,673
	VHFテレビジョン放送	393,534	14,025	407,559	346,945	14,062	361,007	46,552
	(34社)							
UHFテレビジョン放送	兼営社	6,499	105	6,604	6,232	251	6,483	121
	(2社)							
テレビジョン放送	単営社	546,500	13,069	559,569	486,319	18,235	504,554	55,015
VHFテレビジョン放送	単営社	405,335	8,035	413,370	389,747	6,495	376,272	37,128
	(14社)							
UHFテレビジョン放送	単営社	141,165	5,034	146,199	110,572	11,740	128,312	17,887
	(45社)							
中波放送 超短波放送	単営社	67,324	2,239	69,563	58,685	2,168	60,853	8,710
	中波放送単営社(12社)	50,450	1,577	52,027	45,807	1,489	47,296	4,731
短波放送単営社(1社)	4,017	155	4,172	3,366	111	3,477	695	
超短波放送単営社(4社)	12,857	507	13,364	9,512	568	10,080	3,284	
合計	(112社)	1,013,657	29,438	1,043,295	898,181	34,716	932,897	110,398

(注) 本表は、各民間放送事業者の56年3月期を最終とする最近の1か年間の収支状況を集計したものである。

動向を概観してみると、前年の原油価格の上昇が物価に波及し、消費者物価が上昇するとともに、冷夏の影響により国民の消費意欲が減退したこともあって、企業においも設備投資を控えるなど、経済情勢が目まぐるしく変わり、前半の景気は停滞気味であった。

しかし、後半は政府の物価、景気兩立対策により経済情勢はいく分上向きに推移した。

このような情勢を反映したため、55年の我が国の総広告費は対前年比約8%増の2兆3,000億円にとどまる結果となった。

このうちラジオの広告費は対前年比10%増と51年以來の2桁の伸びを確保したが、テレビは5%増と、50年以來の1けた台の伸びにとどまっている。これは、スポット収入が低調だったことによる影響が大きいのと思われる。ちなみに雑誌は14.5%増と高い伸びを示したが新聞は8%増にとどまり、その伸びは低下している。

国民総生産とラジオ収入及びテレビ収入との関係は、第2—5—17表のとおりである。

55年度の民放全社の収支状況は、第2—5—18表のとおりであるが、総体

第2—5—19表 民間放送事業者の配当状況

事業別	配当率(%)										
	0	5	6	7	8	10	12	13	15	20	計
中波放送・VHFテレビジョン放送兼営社						5	18	5	6		34
中波放送・UHFテレビジョン放送兼営社	1			1							2
VHFテレビジョン放送単営社						2	8	2	2		14
UHFテレビジョン放送単営社	13	2	1		1	13	12		2	1	45
中波放送単営社	6		1			2	3				12
短波放送単営社						1					1
超短波放送単営社					1		3				4
合計	20	2	2	1	2	23	44	7	10	1	112

(注) 配当率は、普通配当のみである。

的に営業収入の伸び（5.0%）が低かったにもかかわらず、営業費用の伸び（7.1%）が大きかったこともあって、利益は13.3%の減となった。

民放 112 社中、7 社が欠損を計上し、また、112 社中、55 年度配当を行った会社は92社であり、このうち新たに配当を始めた会社はUHFテレビジョン放送単営社 2 社である。

なお、55年度の配当状況は、第 2—5—19表のとおりである。

第 3 節 有線放送

1 有線テレビジョン放送

年度別・規模別にみた有線テレビジョン放送施設数及び受信契約者数は、第 2—5—20表のとおりである。

55年度末における有線テレビジョン放送施設数を規模別にみると、その構成比は許可施設 1.2%、業務開始届出施設 58.0%、小規模施設40.8%となっている。引込端子数が501以上の大規模な有線テレビジョン放送施設の設置については郵政大臣の許可を要するが、許可施設数（廃止件数を除く。）は324施設（対前年度比18.2%増）である。引込端子数が51以上の施設及び引込端子数が50以下の施設で自主放送を行うものは、業務開始の届出を要するが、業務開始届出施設数（許可施設数を除く。）は、1万6,318施設（対前年度比9.9%増）である。引込端子数が50以下の小規模施設でテレビジョン放送の同時再送信のみを行うものは、業務開始の届出を要せず有線電気通信法に基づく設備設置の届出を要するが、届出済みの小規模施設数は1万1,471施設（対前年比12.3%増）である。また、施設規模別の受信契約者数の構成比は、許可施設17.1%、業務開始届出施設（許可施設を除く。）72.7%、小規模施設10.2%である。最近においては、施設規模が大型化していく傾向にある。

55年度末現在における有線テレビジョン放送施設を都道府県別に見ると第

第2-5-20表 年度別・規模別有線テレビジョン放送施設数及び受信契約者数

区分 年度	許 可 施 設 (引込端子数 501 以上)		業 務 開 始 届 出 施 設 (引込端子数 500～51)		小 規 模 施 設 (引込端子数 50 以下)		計	
	施 設 数	受 信 契 約 者 数	施 設 数	受 信 契 約 者 数	施 設 数	受 信 契 約 者 数	施 設 数	受 信 契 約 者 数
51	181	240,419	9,986	1,244,785	7,193	207,385	17,360	1,692,589
52	195	268,156	11,231	1,450,976	8,086	231,715	19,512	1,950,847
53	225	356,336	13,086	1,705,664	9,058	252,426	22,369	2,314,426
54	274	467,502	14,848	1,972,143	10,212	278,886	25,334	2,718,531
55	324	514,084	16,318	2,183,495	11,471	307,987	28,113	3,005,557

(注) 引込端子数50以下の施設で自主放送を行うものは、小規模施設として計上せず、業務開始届出施設に含めた。

第2—5—21表 都道府県別・規模別有線テレビジョン放送施設数

(55年度末現在)

都府	道県	許可施設	業務開始届出施設	小規模施設	計	都府	道県	許可施設	業務開始届出施設	小規模施設	計
北海道		13	426	647	1,096	滋賀		—	199	156	355
青森		1	87	87	175	京都		8	489	322	819
岩手		7	213	130	350	大阪		31	1,175	338	1,544
宮城		11	172	170	353	兵庫		38	1,096	600	1,734
秋田		—	164	107	271	奈良		1	154	179	334
山形		—	154	156	310	和歌山		4	258	249	511
福島		7	254	196	457	鳥取		—	123	148	271
茨城		1	171	65	237	島根		1	261	165	427
栃木		4	163	86	253	岡山		10	384	260	654
群馬		3	215	148	366	広島		5	491	276	772
埼玉		12	576	229	817	山口		2	312	250	564
千葉		8	582	179	769	徳島		7	167	173	347
東京		22	1,927	1,342	3,291	香川		3	52	18	73
神奈川		19	835	422	1,276	愛媛		1	311	371	683
山梨		11	149	112	272	高知		2	262	299	563
新潟		1	254	166	421	福岡		5	451	140	596
長野		7	346	352	705	佐賀		5	120	67	192
富山		—	59	98	157	長崎		2	261	98	361
石川		—	146	254	400	熊本		—	214	411	625
福井		2	133	211	346	大分		3	229	375	607
岐阜		5	446	316	767	宮崎		1	143	111	255
静岡		29	344	300	673	鹿児島		2	257	172	432
愛知		21	790	335	1,146	沖縄		3	63	44	110
三重		1	230	141	377						
						計		324	16,318	11,471	28,113

2—5—21表のとおりである。東京都、兵庫県、大阪府、神奈川県、愛知県、北海道等が比較的多くなっているが、これは主として都市受信障害の解消手段としての有線テレビジョン放送に対する需要が多い地域であることによるが、兵庫県の一部、北海道等では辺地難視聴の解消の必要があったことによるものと考えられる。

(1) 許可施設

許可施設数の推移は、第2—5—22表のとおりである。55年度末現在にお

ける現存許可施設数は324施設であって、前年度末に比べ50施設（18.2％）の増加となっている。

第2—5—22表 年度別有線テレビジョン放送許可施設数

区分	年度								
	48	49	50	51	52	53	54	55	累 計
許可件数	149	10	16	14	22	34	57	58	360
廃止件数	—	3	2	3	8	4	8	8	36
施設数	149	156	170	181	195	225	274	324	—

最近における許可件数の増加傾向は顕著なものがあるが、その理由としては、都市における受信障害の急増に伴ういわゆる補償施設（高層建築物、高架道路、国鉄新幹線等人為的原因により発生した受信障害を解消するために、原因者負担の考え方に基づいて、ビル建築主等の原因者が設置した施設）の増加、住宅団地等の付帯施設としての導入、放送番組の多様化や地域社会情報に対する地域住民の要望の高まり、法令の周知徹底、有線テレビジョン放送発達普及施策の推進等を挙げることができる。

許可施設の規模、運営主体及び業務の状況は、次のとおりである。

ア. 施設の規模及び運営主体

許可施設の設置運営主体の状況（55年度末現在）を規模別にみると第2—5—23表のとおりである。

運営主体別では、任意団体（受信者組合）の施設が159で最も多く、全体の49.1％を占め、以下営利法人、公益法人、国・地方公共団体、特殊法人、協同・共済組合、個人の順となっている。

法施行以来8年間における運営主体別許可施設数の構成比率の推移は、任意団体が66.4％から49.1％に、個人が4.0％から0.9％に減少したのに対し、営利法人が18.1％から19.8％に、国・地方公共団体が4.7％から6.8％に、公益法人が2.7％から16.0％に増加したことに示されるように、特に公益法人の増加が著しい。

更に詳しく最近の傾向をみると55年度において国、学校法人による施設が

第 2—5—23 表 運営主体別・規模別有線テレビジョン放送許可施設数

(55年度末現在)

運 営 主 体	施設の規模 (引込端子数)						計	構成比 (%)
	500 } 1,000	1,001 } 2,000	2,001 } 3,000	3,001 } 5,000	5,001 } 10,000	10,001 以上		
営 利 法 人	14	20	11	11	3	5	64	19.8
任 意 団 体	91	48	14	4	1	1	159	49.1
国・地方公共団体	11	3	4	3	1	—	22	6.8
特 殊 法 人	6	2	2	1	—	—	11	3.4
公 益 法 人	18	22	2	5	4	1	52	16.0
協 同・共 済 組 合	3	2	2	—	—	1	8	2.5
個 人	2	1	—	—	—	—	3	0.9
そ の 他	1	3	1	—	—	—	5	1.5
計	146	101	36	24	9	8	324	100.0

(注) 運営主体の「その他」には、共同設置(運営主体が営利法人と任意団体、N HKと任意団体等)のもの及び学校法人を掲上した。

許可されるなど大都市・地方都市・農村・住宅団地等の地域社会の区別、施設設置の目的等により、施設の運営主体が次第に多様化しつつあるといえる。これは、有線テレビジョン放送がその地域社会の自然的・経済的・社会的・文化的諸事情を反映した個性ある情報メディアであることを示しているものである。

施設の規模別では、大都市における受信障害解消のためのいわゆる補償施設や区域外再送信(番組の多様化)を主目的として営利法人によって運営される施設の中に大規模なものが多い。

最近5年間の施設の規模の推移を見ると、引込端子数3,001以上の施設数は19施設から41施設に、その構成比率が10.5%から12.7%と増加したことにもみられるように施設の大型化が徐々に進んではいるがなお、約半数(46%)は、引込端子数501から1,000までの施設によって占められている。

イ. 業務の内容

有線テレビジョン放送の業務内容別にみた許可施設数は、第2—5—24表のとおりである。その大部分はテレビジョン放送の同時再送信のみを行うも

のであるが、自主放送を行うものも徐々に増加しつつある。

第2—5—24表 業務別有線テレビジョン放送許可施設数

(55年度末現在)

区 別	施 設 数	構 成 比 (%)
同 時 再 送 信	278	85.8
同時再送信と自主放送	43	13.3
自 主 放 送	3	0.9
計	324	100.0

(注) 「同時再送信と自主放送」を行う施設には、他の有線テレビジョン放送事業者に施設を提供して自主放送を行う9施設が含まれている。

同時再送信業務を行う施設を目的別に見ると、第2—5—25表のとおりである。辺地難視聴及び都市受信障害の解消を目的とするものが多いが、番組の多様化を目的とするものもかなりある。

第2—5—25表 同時再送信業務の目的別有線テレビジョン放送許可施設数

(55年度末現在)

区 別	施 設 数	構 成 比 (%)
難 視 聴 解 消	211	65.8
難視聴解消と番組多様化	63	19.6
番 組 多 様 化	43	13.4
そ の 他	4	1.2
計	321	100.0

(注) 1. 「難視聴解消」を目的とするものとは、当該有線テレビジョン放送施設区域をその放送対象地域としているテレビジョン放送が、地形や高層建築物等によって良好な受信が困難となっているために、有線テレビジョン放送施設により当該テレビジョン放送を同時再送信するもの（いわゆる区域内再送信）である。

2. 「番組多様化」を目的とするものとは、地元のテレビジョン放送のチャンネル数が少ないために、当該有線テレビジョン放送施設区域をその放送対象地域としていない遠方のテレビジョン放送事業者の放送を受信して同時再送信するもの（いわゆる区域外再送信）である。

3. 「その他」とは、住宅団地の美観確保を目的とするもの等である。

ウ. 自主放送

許可施設のうち自主放送を行っているものは、55年度末現在で46施設(14.2%)となっているが、このうち43施設は、同時再送信業務と併せて自主放送を行っているものである。また、有線テレビジョン放送施設者(施設の設置について許可を受けた者)から施設の提供を受けて(いわゆるチャンネルリース)自主放送を行っている有線テレビジョン放送事業者は5事業者(9施設)である。

また、特色ある自主放送を行っている許可施設の事例としては、都心部のホテルやマンションの外国人を主な対象に英語放送を行うもの、地域の中・小学校をCATVシステムに組み込み、視聴覚教育の一環として学校放送を行うもの、CATVの多目的利用に関する開発調査実験を行うもの、離島対策として放送番組の多様化を図るため東京の民放番組のビデオテープを空輸して放送するもの、各種情報の計画的提供により農業生産の近代化及び農村社会の生活環境の向上を目的とするもの等がある。

自主放送番組の一般的な内容としては、地方公共団体や農業協同組合からの広報、地域社会のニュース、ショッピング情報、市町村議会中継、地域住民参加番組、テレビジョン放送番組の再放送等がある。

エ. 料 金

有線テレビジョン放送の役務の料金としては、契約料(加入金)及び利用料(維持管理費)を徴収しているのが一般的であるが、施設の設置運営主体、設置目的及び規模によって料金額が異なる傾向を示している。営利事業として番組の多様化のために区域外再送信を行う施設に比較的高額な料金を徴収しているのがみられるのに対し、都市におけるいわゆる補償施設では、契約料は無料、利用料は無料又は比較的低額のものが一般的である。

許可施設のうち料金を徴収するものについてみると、契約料は1万円を超え3万円までのものが最も多く(49.3%)、次いで1万円以下のもの(20.6%)、3万円を超え4万円までのもの(14.3%)、4万円を超え5万円までのもの(9.3%)の順となっており、契約料を徴収する施設の70.0%が3万円

以下となっている。

なお、契約料の最も高額のものもは8万円である。

利用料は、200円を超え500円までのものが最も多く(44.7%)、次いで200円以下のもの(32.2%)、500円を超えるもの(22.6%)の順となっており、利用料を徴収する施設の77.4%が500円以下である。

なお、利用料の高額な施設では月額2,000円以上を徴収するものもある。

また、これらの許可施設のうち、営利を目的とした施設(30施設)では、契約料は3万円を超えるもの、利用料は1,000円を超えるものがそれぞれ過半数を占めている。

(2) 業務開始届出施設

55年度末現在における業務開始届出済みの有線テレビジョン放送施設数(許可施設数を除く。)は1万6,318施設であって、前年度に比べ1,470施設(9.9%)の増加となっているが特に建築物の高層化・高速道路の立体化が進んでいる大都市や国鉄新幹線が建設された地域等における増加の傾向が著しく、その主な地域は、大阪市(前年度比26%増)、埼玉県(同24%増)、宮城県(同13%増)、東京都特別区及び神戸市(同13%増)である。

その運営主体及び業務の状況は、次のとおりである。

ア. 運営主体

業務開始届出施設の設置運営主体の大半は、受信者によって構成された任意団体(主として地元受信者組合)であるが、それらの任意団体の半数以上は、辺地難視聴の解消のためにNHKと共同で施設を設置運営しているものである。

イ. 業務の内容

業務の内容をみると、55年度末現在で同時再送信のみを行うもの1万6,292施設(99.8%)、同時再送信と自主放送を行うもの13施設(0.1%)、自主放送のみを行うものが同じく13施設(0.1%)となっており、テレビジョン放送の難視聴の解消を目的とするものがほとんどである。

ウ. 料 金

料金を徴収するものについてみると、契約料は76.1%の施設が2万円以下であり、また、利用料は92.6%の施設が月額200円以下である。

なお、都市におけるいわゆる補償施設を任意団体が管理運営しているものにあつては、契約料は無料、利用料は無料又は月額200円以下としているものが一般的である。

2 有線ラジオ放送

55年度末における有線ラジオ放送施設数は、8,611施設であつて前年度末に比べ356施設(4.3%)の増加となっている。都道府県別の施設数は、第2-5-26表のとおりである。また、最近5年間の有線ラジオ放送施設数の推移は、第2-5-27表のとおりである。

有線ラジオ放送業務は、共同聴取業務(ラジオ放送を受信して再送信するもの)、告知放送業務(ラジオ放送以外の音声その他の音響を送信するもの)

第2-5-26表 都道府県別有線ラジオ放送施設数

(55年度末現在)

都道府県	施設数	都道府県	施設数	都道府県	施設数
北海道	166	長野	240	岡山	174
青森	282	富山	61	広島	425
岩手	225	石川	437	山口	171
宮城	215	福井	47	徳島	63
秋田	72	岐阜	60	香川	85
山形	76	静岡	159	愛媛	422
福島	145	愛知	186	高知	131
茨城	78	三重	238	福岡	251
栃木	51	滋賀	106	佐賀	104
群馬	86	京都	110	長崎	87
埼玉	156	大阪	180	熊本	231
千葉	102	兵庫	323	大分	58
東京	389	奈良	159	宮崎	97
神奈川	244	和歌山	271	鹿児島	600
山梨	40	鳥取	524	沖縄	79
新潟	101	島根	104		
				計	8,611

第2-5-27表 年度別有線ラジオ放送施設数

年 度	51	52	53	54	55
施 設 数	7,731	7,932	8,115	8,255	8,611

及び街頭放送業務（道路、広場、公園等公衆が通行し又は集合する場所で、音声その他の音響を送信し、又はラジオ放送を受信して再送信するもの）に分類される。

告知放送業務としては、農山漁村において地域情報や農事関係ニュース等を放送するもの、この業務とラジオ放送の共同聴取業務を併せて行うもの、以上の業務と電話業務を併せて行うもの、都市において飲食店等に音楽を放送するもの（有線音楽放送）がある。

55年度末における業務別の有線ラジオ放送施設数は、第2-5-28表のとおりである。

第2-5-28表 業務別有線ラジオ放送施設数

(55年度末現在)

業 務 別		施 設 数	構成比(%)
共同聴取業務		71	0.8
告知放送 業務	① 農山漁村において地域情報や農事関係ニュース等を放送するもの	4,369	50.7
	② ①とラジオ放送の共同聴取を併せて行うもの	1,334	15.5
	③ ②と電話業務を併せて行うもの	819	9.5
	④ 有線音楽放送を行うもの	541	6.3
街頭放送業務		1,477	17.2
計		8,611	100.0